

報告第 1 1 号

第 3 次久喜市障がい者計画について

障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づき、第3次久喜市障がい者計画を定めたので、同条第8項の規定により、別冊のとおり報告する。

令和 6 年 5 月 1 5 日提出

久喜市長 梅 田 修 一